証券コード:8022

第110回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月21日(水曜日)午前10時

(受付開始　午前9時)

議決権行使期限

2023年6月20日(火曜日)午後6時

開催場所

大阪市住之江区南港北一丁目12番35号
当社大阪本社 (ミズノクリスタ) 地下1階ホール

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件

アンケートにご協力ください。

抽選でプレゼントがもらえる株主様アンケートを実施しております。
ご回答期限　**2023年6月20日(火曜日)**
詳しくは**「アンケートのご案内」**をご覧ください。

株主総会にご出席の株主様への、お土産の配布はございません。

株 主 各 位

［証券コード：8022］
2023年５月31日
（電子提供措置の開始日2023年５月30日）
大阪市中央区北浜四丁目１番23号
美 津 濃 株 式 会 社
代表取締役社長 **水 野 明 人**

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第110回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　　当社ウェブサイト　https://corp.mizuno.com/jp/investors

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
　　東証ウェブサイト　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　　※銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
　　株主総会ポータル　https://www.soukai-portal.net
　　※同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

**　なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬具

記

1	日　　時	**2023年６月21日（水曜日）午前10時**
2	場　　所	**大阪市住之江区南港北一丁目12番35号** **当社大阪本社（ミズノクリスタ）地下１階ホール**
3	会議の目的事項	**報告事項**　１．第110期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第110期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　**第１号議案　剰余金の処分の件** **第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件**

以　上

提供すべき書類のうち、下記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.mizuno.com/jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

・事業報告「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」及び「会社の体制及び方針並びに運用状況」
・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
・計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」及び「会社の体制及び方針並びに運用状況」は、事業報告の一部として、監査等委員会による監査を受けております。

また、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、連結計算書類及び計算書類の一部として、監査等委員会及び会計監査人による監査を受けております。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://corp.mizuno.com/jp/）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、受付の開始は午前９時を予定しております。

事前の議決権行使のご案内

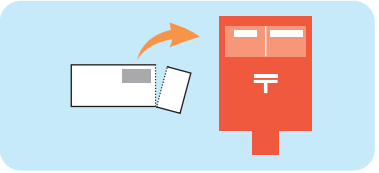

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年６月20日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送願います。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等による議決権行使

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2023年６月20日（火曜日）午後６時までにご行使願います。

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面及びインターネット等の両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2023年６月20日（火曜日）午後６時

スマートフォン等による議決権行使方法

❶ 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。

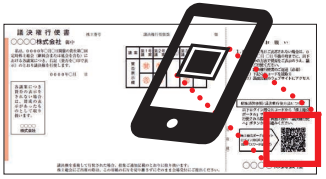

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



❸ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL
▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。
▶https://www.web54.net



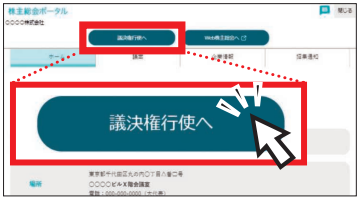

「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項　一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
0120-652-031　［受付時間　午前９時～午後９時］

機関投資家の皆様へ
株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の継続を基本方針としております。

第110期の期末配当につきましては、上記の基本方針に則った上で、事業成長による企業価値向上のため、設備投資や研究開発投資等に充当すべく内部留保にも配慮し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1　配当財産の種類
金銭といたします。

2　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社　普通株式　　１株につき　40円
総額　　1,022,540,680円

3　剰余金の配当が効力を生じる日
2023年６月22日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、年間配当金は、中間配当金30円と合わせまして、前期に比べ10円増配の70円となります。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（５名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会は、各候補者について当事業年度における業務執行状況や業績、これまでの経歴等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	取締役会出席回数
1	再任	水野 明人	代表取締役社長	25回/25回（100%）
2	再任	福本 大介	代表取締役専務執行役員 グローバルデジタルDTC統括　担当 MIZUNO（TAIWAN）CORPORATION 董事長	25回/25回（100%）
3	再任	七條 毅	取締役常務執行役員 グローバルフットウエアプロダクト、 グローバルアパレルプロダクト、 コンペティションスポーツ事業、南米事業　担当 SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.　董事長	19回/19回（100%）
4	再任	佐野 治	取締役常務執行役員 ゴルフ事業、北米事業、欧州事業、 グローバルコーポレート＆マーケティング　担当 MIZUNO USA, INC. 取締役CEO MIZUNO CANADA LTD. 取締役会長	19回/19回（100%）
5	再任 社外取締役 独立役員	小橋 鴻三	社外取締役	25回/25回（100%）

候補者番号 1 水野（みずの） 明人（あきと） 再任



■ **生年月日**
1949年８月25日

■ **所有する当社株式数**
118,456株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年８月　当社入社
1982年12月　当社千里事業本部マーケティング室長
1984年５月　当社取締役
1986年５月　当社常務取締役
1990年６月　当社専務取締役
1994年６月　当社取締役副社長
1998年６月　当社代表取締役副社長
2006年６月　当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

水野明人氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有し、当社代表取締役社長として、グローバルビジネスの強化拡大などに取り組んでまいりました。加えて、当社グループの経営戦略の実践において、経営トップとしてリーダーシップを発揮しております。このため、引き続き取締役に適任と判断し、候補者といたしました。

候補者番号 2 福本（ふくもと） 大介（だいすけ）

再　任



■ **生年月日**
1957年６月27日

■ **所有する当社株式数**
18,148株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年３月	当社入社
2001年４月	当社経理財務部長
2003年６月	当社取締役
	当社経理財務担当
2004年６月	当社リテイル営業担当
2005年６月	当社ロジスティクス管理担当
2008年６月	当社欧州事業担当
2011年６月	当社常務取締役
2011年12月	MIZUNO（TAIWAN）CORPORATION 董事長（現任）
2013年６月	当社専務取締役
2014年９月	MIZUNO NORGE AS 取締役会長
2015年10月	当社内部監査担当
2016年６月	当社取締役専務執行役員
2022年６月	当社代表取締役専務執行役員（現任）
2023年１月	当社グローバルデジタルDTC統括担当（現任）

取締役候補者とした理由

福本大介氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有し、取締役専務執行役員として、財務体質の強化や経営効率の向上に尽力してまいりました。加えて、コーポレート・ガバナンスの強化や内部統制システムの構築・強化などにも実績を上げてまいりました。代表取締役就任後も当社グループの経営戦略の立案と遂行に中核的な役割を果たしており、引き続き取締役に適任と判断し、候補者といたしました。

候補者番号 3 七條（しちじょう） 毅（たけし） 再任



■ **生年月日**
1961年10月27日

■ **所有する当社株式数**
11,300株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年３月	当社入社
2005年３月	当社アスレティック事業部マーケティング部長
2010年10月	当社アパレル企画生産本部長
2012年６月	当社取締役
	当社グローバルアパレルプロダクト担当（現任）
2013年６月	SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.董事長（現任）
2015年６月	当社グローバルフットウエアプロダクト担当（現任）
2016年６月	当社常務執行役員
2017年１月	当社南米事業担当（現任）
2018年10月	当社グローバルマーケティング担当
2021年６月	当社コンペティションスポーツ事業担当（現任）
2022年６月	当社取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

七條毅氏は、当社グループのプロダクト領域において商品開発や生産性向上を牽引してまいりました。また、マーケティングや事業部でも豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの経営への貢献を期待できることから、引き続き取締役に適任と判断し、候補者といたしました。

候補者番号 4 佐野（さの） 治（おさむ） 再任



■ **生年月日**
1962年3月8日

■ **所有する当社株式数**
8,123株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 3 月	当社入社
2006年10月	当社ゴルフ事業部マーケティング部長
2011年 3 月	当社事業改革室部長
2013年 3 月	当社総合企画室部長
2017年 1 月	当社執行役員
	当社北米事業担当（現任）
	MIZUNO USA, INC.取締役CEO（現任）
	MIZUNO CANADA LTD.取締役会長（現任）
2020年 3 月	当社ゴルフ事業担当（現任）
2021年 6 月	当社常務執行役員
	当社コーポレートコミュニケーション担当
	当社欧州事業担当（現任）
	当社アジア・オセアニア事業担当
2022年 6 月	当社取締役常務執行役員（現任）
2023年 1 月	当社グローバルコーポレート＆マーケティング担当（現任）

取締役候補者とした理由

佐野治氏は、業務改革推進や海外販売子会社の経営執行など、同氏が有する豊富な経験と幅広い知見は、当社グループの経営への貢献を期待できることから、引き続き取締役に適任と判断し、候補者といたしました。

候補者番号 5 小橋 鴻三（こばし こうぞう）

再任 社外取締役 独立役員



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1971年４月　清水建設株式会社入社
2002年６月　同社執行役員
2004年６月　同社常務執行役員
2006年４月　同社専務執行役員
2009年６月　同社取締役専務執行役員
2011年４月　同社取締役副社長
2015年６月　当社取締役（現任）

■ **生年月日**
1946年７月16日

■ **所有する当社株式数**
0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小橋鴻三氏は、企業の経営執行に長らく携わってこられ、その豊富な経験や高い見識に基づく提言や助言により、当社の取締役会の活性化に寄与されております。当社グループの企業価値向上には、公平な判断のもと客観的な立場から経営への関与を行っていただきたいと考え、引き続き社外取締役としての役割を期待し、候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小橋鴻三氏は、社外取締役候補者であります。
なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。
また、同氏は、当社が定める「社外取締役候補者の選考にあたっての独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないものと判断いたしております。そのため、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ており、本総会において選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は各候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が塡補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。原案どおり各候補者が選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

【ご参考】社外取締役候補者の選考にあたっての独立性に関する基準及び方針

当社は、社外取締役候補者を選考するにあたって、その独立性の基準を定めております。
独立社外取締役として、一般の株主と利益相反が生じないことを最優先の要件とし、下記の属性に該当する者は、選考から除外することとしております。

(1) 当社グループの取締役、監査役、執行役員または社員であった者

(2) 当社グループの主要な取引先、もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者
※「主要な取引先」とは、年間の取引金額が、当社グループの連結売上高の５％以上である取引先をいいます。
また、「業務執行者」とは、取締役、執行役及び執行役員、並びにそれらに準ずる者をいいます。(以下、同じ。)

(3) 当社グループを主要な取引先とする会社等、もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者
※「当社グループを主要な取引先とする会社等」とは、年間の取引金額が、当該会社等の連結売上高の５％以上である取引関係先をいいます。

(4) 当社の大株主（直接保有、間接保有にかかわらず、総株主の議決権の10％以上の議決権を保有）もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者

(5) 当社グループから、役員報酬を除き、年間１千万円以上の金銭等（寄付を含む）を受け取っている者、または過去に受け取っていた者

(6) 上記各項目の配偶者または２親等以内の親族

以上

【ご参考】取締役会の構成

		社外	企業経営	ブランド戦略・マーケティング	グローバル経営	ＥＳＧ	財務・会計	法務・リスクマネジメント
取締役	水野明人		●	●		●		
	福本大介		●		●		●	
	七條毅		●	●	●			
	佐野治		●	●	●			
	小橋鴻三	○	●			●		
取締役（監査等委員）	原琢平					●		●
	山添俊作	○	●					●
	細川明子	○				●	●	

（注）取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

1 企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策での行動制限が緩和され、野球やサッカーの世界大会が大きな盛り上がりを見せるなど、企業や個人の消費マインドに改善の動きが見られました。一方、世界的に進んだ金融引き締めの影響による金融資本市場の変動、物価やエネルギー価格の上昇など、景気の下振れリスクも見られました。海外経済も緩やかな回復の動きが継続したものの、金融引き締めの進行や、長期化するウクライナ情勢に起因する物価やエネルギー価格の上昇など、景気減速への警戒感が高まっています。

このような状況の中、当社グループは、国内においては野球品や競技スポーツ品を中心に販売が改善、海外においても米州や韓国を中心にゴルフ事業の好調が続きました。材料費の高騰や為替変動による仕入れ価格の上昇等の影響については、売上高の増加と経費コントロールにより最小化しました。

これらの結果、当社グループの経営成績は、売上高は2,120億4千4百万円、営業利益は129億4千5百万円、経常利益は140億3千9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は99億1千万円となり、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも連結決算の開示が制度化されて以降最高となりました。

売上高	2,120億円	（前年同期比 22.8％増）
営業利益	129億円	（前年同期比 31.1％増）
経常利益	140億円	（前年同期比 27.9％増）
親会社株主に帰属する当期純利益	99億円	（前年同期比 28.4％増）

セグメント（地域別）の業績は以下のとおりであります。

日 本

売上高

131,507百万円
（前年同期比15.1％増）

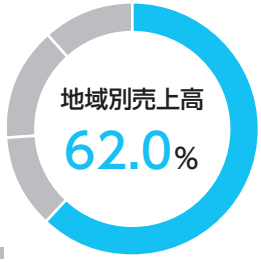

日本は、新型コロナウイルス感染症対策での行動制限が敷かれた前年同期と比較し、事業環境が改善しました。世界大会が大きな盛り上がりをみせた野球やサッカーに加え、バレーボールやラケットスポーツなどのインドアスポーツの商品も好調に推移しました。加えて、非スポーツ事業であるワークビジネス事業も好調に推移しました。

この結果、売上高は連結決算の開示が制度化されて以降最高の1,315億7百万円、営業利益は59億9千5百万円となりました。

売 上 高

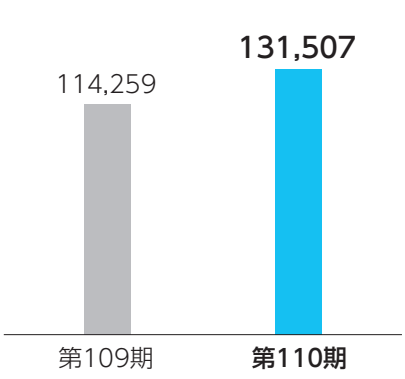

営 業 利 益

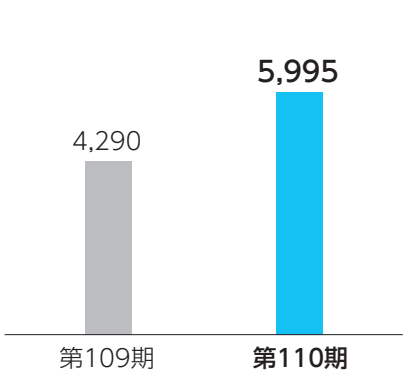

欧 州

売上高

25,139百万円
（前年同期比40.1％増）



欧州は、第１四半期に大きな影響を受けたサプライチェーンの状況が改善したものの、物流費の高騰や為替変動によるコスト高の影響を受けました。そのような環境においても、主要事業であるランニングシューズの販売が回復しました。また、ゴルフクラブの販売も引き続き堅調に推移しました。

この結果、売上高は251億3千9百万円、営業利益は16億6千9百万円と、それぞれ過去最高となりました。

売 上 高

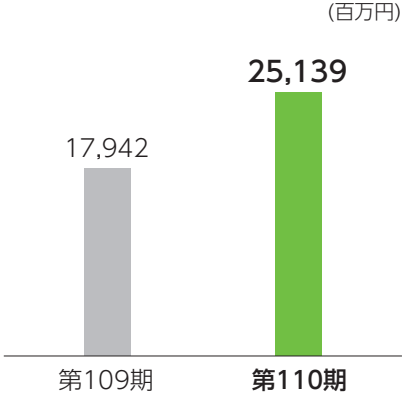

営 業 利 益

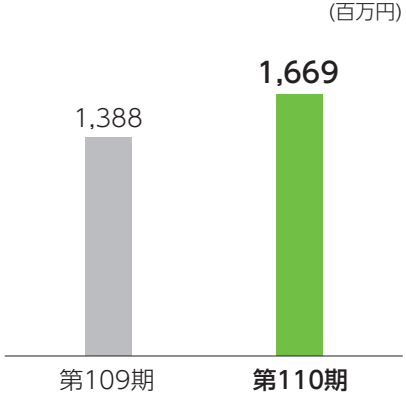

なお、当連結会計年度における欧州各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

英ポンド：163.60円（前年同期 153.94円）、ユーロ（欧州支店）：141.26円（前年同期 131.05円）、ユーロ（子会社）：137.93 円（前年同期 130.11円）、ノルウェー・クローネ：13.66円（前年同期 12.80円）

米州

売上高

31,067百万円
（前年同期比31.5%増）

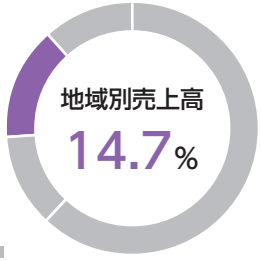

米州では、輸送コストや物価の上昇、金融引き締めに伴う景気の減速といったマイナス要因が見られたものの、引き続きゴルフクラブの販売が好調を維持しており業績を牽引しました。また、野球やバレーボールなどの競技スポーツ品の販売も堅調に推移しました。

この結果、売上高は310億6千7百万円、営業利益は過去最高となる28億2千6百万円となりました。

売上高

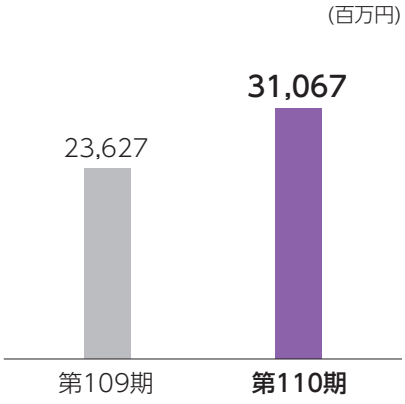

営業利益

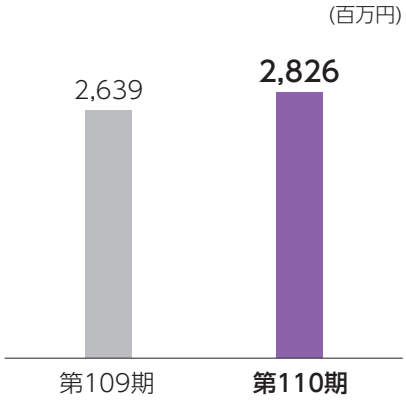

なお、当連結会計年度における米州各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

米ドル：130.78円（前年同期 109.86円）、カナダドル：100.18円（前年同期 87.46円）

アジア・オセアニア

売上高

24,329百万円
（前年同期比43.8%増）



アジア・オセアニアは、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されるなど、事業環境が改善しました。全域で業績は好調に推移し、ゴルフクラブやランニングシューズ、サッカースパイクなど幅広い商品群で業績が拡大しました。

この結果、売上高は243億2千9百万円、営業利益は22億7千6百万円と、それぞれ過去最高となりました。

売上高

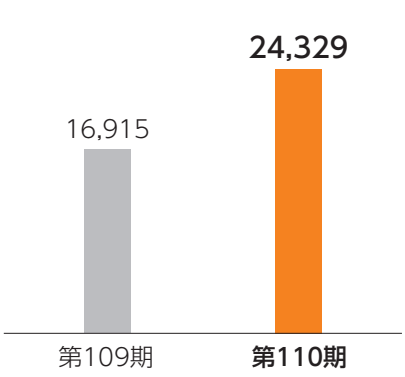

営業利益

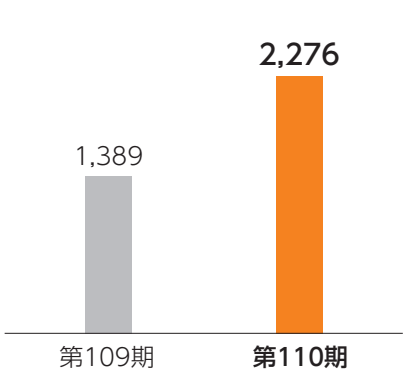

なお、当連結会計年度におけるアジア・オセアニア各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

台湾ドル：4.40円（前年同期 3.94 円）、香港ドル：16.70 円（前年同期 14.14 円）、中国元：19.39円（前年同期 17.04 円）、豪ドル：90.58 円（前年同期 82.37 円）、韓国ウォン（100ウォンあたり）：10.17円（前年同期 9.61円）、米ドル（シンガポール）：130.78 円（前年同期 109.86円）

2．設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資総額は52億8千1百万円となりました。設備投資の主な内容は、研究開発拠点の建設や研究開発用設備器具の購入及び既存設備の維持・更新であります。

設備資金や運転資金の資金需要につきましては、主に外部借入による調達を実施しました。

なお、当連結会計年度末における長短借入金の残高は、前連結会計年度末と比べ132億8百万円増加し、238億3千6百万円となりました。

3．対処すべき課題

1）スポーツを通じた社会貢献

当社グループは、1906年の創業以来「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」という経営理念を掲げています。これは今後も変わることのない軸であり、すべてのステークホルダーに向けたミズノのパーパス（存在意義）といえます。

過去3年間にわたり新型コロナウイルス感染症は人々の暮らしに多大な影響・制約をもたらしましたが、その中で、この3年間はスポーツの持つ力・素晴らしさを改めて認識することができた期間でもありました。記憶に新しいところでは、2022年11月から12月にかけて開催されたサッカーの世界大会や2023年3月に行われた野球の世界大会における日本代表の活躍は、人々に大いなる感動・興奮・希望を与えてくれました。そして当社グループの製品群がその活躍を陰で支えたことは、当社グループにとっても非常に嬉しい出来事でした。また、コロナ禍を経験したことにより人々の健康への意識も益々高まってきています。当社グループは、今後も野球・サッカーをはじめとした競技スポーツやランニング・ウォーキング・水泳などの健康スポーツの振興に貢献するとともに、これら事業の拡大に努めてまいります。

2）高付加価値創造

当社グループでは、近年はスポーツで培った知見を生かし、高齢化社会や気候変動適応の製品・サービス開発にも取り組んでいます。そして、スポーツの力で社会課題解決に貢献するイノベーションをさらに創出していくため、大阪本社ビルの隣に新しい「イノベーションセンター」を建設し、2022年秋から本格稼働を開始しました。この施設においては、スポーツの定義を競技シーンだけでなく、日常生活シーンにおける身体活動にまで広げて、最先端の機材や測定機器を導入し、科学的なデータを取りながら製品・サービス開発のサイクルをアジャイルに進め、高付加価値な製品・サービスを世に送り出してまいります。

3）サステナビリティ活動の推進

気候変動や人権などサステナビリティを取り巻く社会課題の重要性は年々高まってきています。当社グループは、1991年から30年以上にわたって事業活動に伴う環境や社会への影響を低減するため、企業の社会的責任としてCSR活動を積極的に進めてきました。環境配慮型製品の開発や、資源の有効活用、調達先企業に対するCSR調達など、今後も取り組みをさらに強化していきます。そのうえで、サステナビリティ活動をコストと捉えるのではなく、経営戦略と一体となって積極的に投資を進めることで、ブランド価値や企業価値を高めることにつなげてまいります。

※当社グループのサステナビリティ活動の詳細は、当社ウェブサイト（https://corp.mizuno.com/jp/sustainability）に掲載していますのでご参照ください。

4）経営効率の改善

当社グループの業績は、この２年間は過去最高利益を更新するなど拡大してまいりましたが、一方で、原材料価格の上昇、国際輸送運賃の高騰、輸入仕入為替の悪化などの影響もあり、2023年3月期における売上総利益率は低下し、在庫も高い水準で推移しています。この状況を改善するため、原価低減活動やグループ各社における在庫管理強化に引き続き取り組むとともに、成長が見込まれる海外市場におけるランニング・フットボール事業拡大やグローバルでのECチャネル強化へ経営資源の配分を行い、さらなる収益性改善に努めてまいります。そして、目標とする経営指標であるROAとROEにおいて2025年度までに9%台の達成を目指してまいります。

4．財産及び損益の状況の推移

区　分		第107期 (2020年３月期)	第108期 (2021年３月期)	第109期 (2022年３月期)	第110期 (2023年３月期)
売上高	(百万円)	169,742	150,419	172,744	**212,044**
経常利益	(百万円)	6,072	6,028	10,977	**14,039**
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,625	3,748	7,717	**9,910**
１株当たり当期純利益	(円)	181.95	146.93	302.02	**387.71**
総資産	(百万円)	154,378	157,137	166,356	**197,523**
純資産	(百万円)	99,255	104,174	112,463	**124,275**
１株当たり純資産	(円)	3,883.15	4,062.54	4,382.13	**4,840.37**
ＲＯＡ	(%)	4.2	2.6	6.3	**7.3**
ＲＯＥ	(%)	4.7	3.7	7.2	**8.4**

(注) 第109期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年３月31日) 等を適用しており、第109期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

売上高

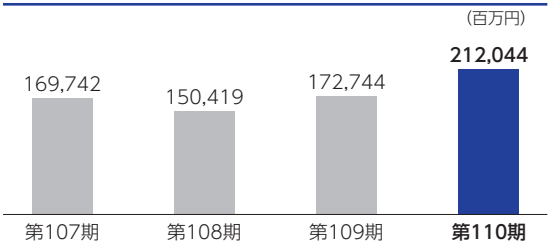

経常利益

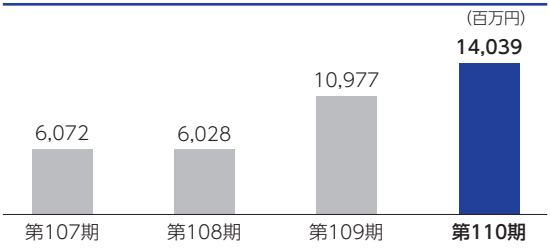

親会社株主に帰属する当期純利益

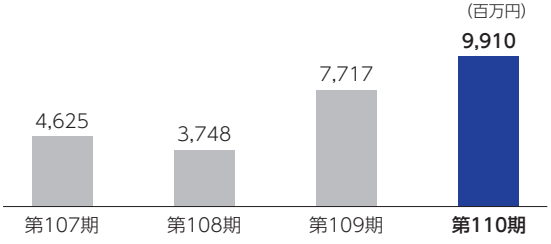

1株当たり当期純利益

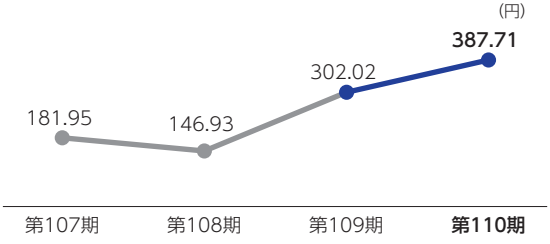

ROA

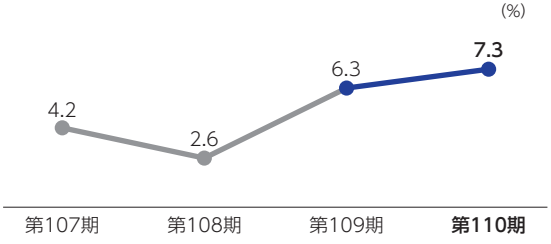

ROE

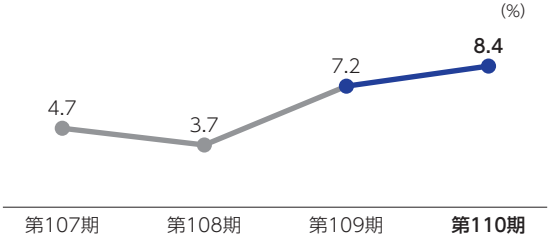

5．重要な親会社及び子会社等の状況

(1) 親会社との関係
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率(%)	主要な事業内容
ミズノ テクニクス株式会社	100百万円	100	スポーツ品の製造・販売
ミズノスポーツサービス株式会社	10百万円	100	スポーツ施設の運営
株式会社ミズノアベール	20百万円	100	グループ向け各種役務の提供
セノー株式会社	200百万円	100	スポーツ施設機器の製造・販売
株式会社セノテック	10百万円	(100)	スポーツ施設機器の製造
セノーメンテナンスサービス株式会社	10百万円	(100)	スポーツ施設機器の保守･組立等
シャープ産業株式会社	97百万円	100	スポーツ品の製造・販売
MIZUNO USA, INC.	65,000千米ドル	100	スポーツ品の製造・販売
MIZUNO CANADA LTD.	500千加ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION	45,000千NTドル	80	スポーツ品の販売
MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD.	2,392千HKドル	100	スポーツ品の生産管理
SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.	49,800千米ドル	100	スポーツ品の製造・販売
MIZUNO OCEANIA PTY. LTD.	2,500千豪ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO ITALIA S.R.L.	500千ユーロ	(100)	スポーツ品の販売
MIZUNO IBERIA, S.L.	796千ユーロ	(100)	スポーツ品の販売
MIZUNO KOREA LTD.	1,100百万ウォン	100	スポーツ品の販売
MIZUNO SINGAPORE PTE.LTD.	3,000千米ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO NORGE AS	30千ノルウェークローネ	(100)	スポーツ品の販売
MIZUNO EUROPE B.V.	16,244千ユーロ	100	欧州事業統括
MIZUNO FRANCE SAS	2,904千ユーロ	(100)	スポーツ品の販売

(注)「出資比率（%)」欄の括弧内の内書は間接所有割合を示しております。

6．主要な事業内容

当社グループは各種スポーツ品の製造及び販売を主たる事業としております。
また、日本国内ではスポーツ施設の建設工事（当社）、スポーツ施設の運営及び運営受託（当社及びミズノスポーツサービス株式会社）、スクールビジネス（当社及びミズノスポーツサービス株式会社）並びにスポーツ機器の製造及び販売（セノー株式会社等）を行っております。

7．主要な営業所

（1）当社

国内			
大阪本社	（大阪市）	東京本社	（東京都千代田区）
中部支社	（名古屋市）	関東支社	（さいたま市）
九州支社	（福岡市）	北海道支社	（札幌市）
中国支社	（広島市）	東北支社	（仙台市）
四国支社	（香川県綾歌郡）	MIZUNO TOKYO店	（東京都千代田区）
MIZUNO OSAKA CHAYAMACHI店	（大阪市）		
海外			
イギリス支店	（ウォーキンガム）		
ドイツ支店	（アッシュハイム）		
オランダ支店	（カペレ・アーン・デン・エイセル）		

(2) 子会社等

国内		
	ミズノ テクニクス株式会社	(岐阜県養老郡)
	ミズノスポーツサービス株式会社	(大阪市)
	株式会社ミズノアベール	(大阪市)
	セノー株式会社	(千葉県松戸市)
	株式会社セノテック	(群馬県沼田市)
	セノーメンテナンスサービス株式会社	(千葉県松戸市)
	シャープ産業株式会社	(神戸市)
欧州		
	MIZUNO ITALIA S.R.L.	(イタリア トリノ)
	MIZUNO IBERIA, S.L.	(スペイン バルセロナ)
	MIZUNO NORGE AS	(ノルウェー クリスチャンサンド)
	MIZUNO EUROPE B.V.	(オランダ カペレ・アーン・デン・エイセル)
	MIZUNO FRANCE SAS	(フランス ブローニュ=ビヤンクール)
米州		
	MIZUNO USA, INC.	(米国 ジョージア州 ピーチツリー コーナーズ)
	MIZUNO CANADA LTD.	(カナダ オンタリオ州 ミシソーガ)
アジア・オセアニア		
	MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION	(台湾 台北)
	MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD.	(香港)
	SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.	(中国 上海)
	MIZUNO OCEANIA PTY. LTD.	(豪州 メルボルン)
	MIZUNO KOREA LTD.	(韓国 ソウル)
	MIZUNO SINGAPORE PTE.LTD.	(シンガポール)

8．従業員の状況

報告セグメントの名称	従業員数（人）
日本	2,146 [3,525]
欧州	287 [15]
米州	306 [94]
アジア・オセアニア	682 [76]
合計	3,421 [3,710]

（注）1. 従業員数は就業人員数（当社企業集団から企業集団外への出向者を除く）であり、臨時従業員数は［ ］内に当連結会計年度末の在籍人数を記載しております。
2. 臨時従業員数は、前連結会計年度までは従業員の総労働時間を基に人数換算し算出しておりましたが、当連結会計年度より期末時点の在席人数を記載しております。
3. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員は除いております。

9．主要な借入先の状況

借　入　先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	12,468百万円

2 会社の株式に関する事項

1．発行可能株式総数

普通株式　59,200,000株

2．発行済株式の総数

普通株式　26,578,243株

3．株主数

19,554名
(前期末比1,236名増)

4．大株主

株　主　名	持株数(千株)	持株比率(%)
公益財団法人ミズノスポーツ振興財団	4,377	17.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,025	11.83
株式会社日本カストディ銀行	1,034	4.04
株式会社三井住友銀行	930	3.63
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	822	3.21
日本生命保険相互会社	684	2.67
美津濃従業員持株会	645	2.52
THE BANK OF NEW YORK MELLON	468	1.83
JP MORGAN CHASE BANK	381	1.49
美津濃協栄会持株会	349	1.36

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は、自己株式1,014,726株を保有しておりますが、大株主から除外しております。

5．当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2018年６月21日開催の第105回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。2022年6月22日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月21日付で取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）4名に対し自己株式6,344株の処分を行っております。

3 会社役員に関する事項

1．取締役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水　野　明　人	
代表取締役	福　本　大　介	専務執行役員 グローバルデジタルDTC統括 担当 MIZUNO（TAIWAN）CORPORATION 董事長
取締役	七　條　　毅	常務執行役員 グローバルフットウエアプロダクト、 グローバルアパレルプロダクト、 コンペティションスポーツ事業、南米事業　担当 SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.　董事長
取締役	佐　野　　治	常務執行役員 ゴルフ事業、北米事業、欧州事業、 グローバルコーポレート＆マーケティング　担当 MIZUNO USA, INC. 取締役CEO MIZUNO CANADA LTD. 取締役会長
社外取締役	小　橋　鴻　三	
取締役 (常勤監査等委員)	原　　琢　平	
社外取締役 (監査等委員)	山　添　俊　作	
社外取締役 (監査等委員)	細　川　明　子	公認会計士

（注）1. 取締役のうち、小橋鴻三氏、山添俊作氏及び細川明子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役（監査等委員を除く）や執行役員との適宜意見交換、主要な会議出席による情報取得、内部統制部門との日常的な連携などを実践すべく、原琢平氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 社外取締役（監査等委員）細川明子氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

【ご参考】執行役員の状況

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	尾　崎　徹　也	スポーツ施設サービス事業担当
執行役員	中　田　　匠	グローバル研究開発、グローバルイクイップメントプロダクト、品質保証担当
執行役員	渡　辺　　剛	グローバル人事総務、営業統括、専門店営業担当
執行役員	斎　藤　真　一	ダイアモンドスポーツ事業、ワークビジネス事業担当
執行役員	村　上　喜　弘	ライフ＆ヘルス事業、経理財務、ロジスティクス管理、法務、内部監査担当
執行役員	大　森　邦　弘	エリア営業、営業開発、カスタマーセンター担当
執行役員	長　沼　秀　一	総合企画、コーポレートコミュニケーション担当

（注）　取締役を兼務する者を除いております。

2．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されることとなります。

3．当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）に関しては、経営者として有能な人材を登用・確保することを目的に企業価値向上へ貢献意欲に直結する報酬体系としております。その算定方法については、東京証券取引所プライム市場上場で同規模企業の平均的な水準をベースに、ステークホルダーへ説明責任を果たせるような透明性、公正性、合理性及び客観性を確保するよう制度化しており、独立役員が委員の過半を占める指名・報酬委員会における審査及び答申を経た上で、取締役会にて決定しております。

取締役（監査等委員）に関しては、幅広い経験や深い見識を持ち、取締役会において有益な建言や経営執行に対する適切な監査・監督の任を果たせる人材を登用・確保することを目的として、東京証券取引所プライム市場における同規模企業の平均的な水準を参考に、確定額の基本報酬について、常勤の監査等委員と非常勤の監査等委員を区分して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と連結業績及び中長期的な企業価値向上のインセンティブを反映させるために業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成され、これらの支給割合は、役位・職責・業績等を総合的に勘案して設定しております。なお、社外取締役及び取締役（監査等委員）については、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は任務の性質と役割からそぐわないため、支給しないこととしております。

①基本報酬

代表取締役と取締役の役職ごとに確定額の基本報酬の額を定めており、当社を取り巻く経営環境など経済情勢の変化により、加算または減算を行うこととしております。

②業績連動報酬

業績の状況及び業績への貢献度に応じたインセンティブとして業績連動型報酬制度を導入しております。この制度は、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結経常利益に応じて支給額が自動的に決定される仕組みとしております。その選定理由としては、一般株主の視点からROEを意識し、経営方針の実践を通じた業績及び株主価値の向上に向けるためとしており、以下の方法で算定しております。

支給総額：対象年度の親会社株主に帰属する当期純利益×2%×達成率
ただし、対象年度の親会社株主に帰属する当期純利益の4%を上限としております。
達 成 率：対象年度の連結経常利益/当初公表した対象年度の連結経常利益の予想数値

③譲渡制限付株式報酬

中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、基本報酬の比率を用いて金銭報酬債権総額を付与し、５年から１０年の譲渡制限を付した当社株式を交付しております。

(2) 取締役の報酬等の総額等

区　分	支給人数(名)	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の額（百万円）		
			基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7 (1)	319 (8)	155 (8)	141 (－)	21 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (2)	35 (16)	35 (16)	－ (－)	－ (－)
合計 （うち社外取締役）	11 (3)	354 (24)	190 (24)	141 (－)	21 (－)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年６月23日開催の第103回定時株主総会において、年額３億円以内（うち社外取締役に対しては年額３千万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち社外取締役は１名）です。また、上記報酬枠とは別枠で、2018年６月21日開催の第105回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の譲渡制限付株式報酬額として、年額８千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の員数は４名です。

2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年６月23日開催の第103回定時株主総会において、年額５千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名です。

3. なお、当連結会計年度を含む親会社に帰属する当期純利益及び連結経常利益の推移は、P.22「4.財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

4．社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況等
取締役	小　橋　鴻　三	重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。
取締役 (監査等委員)	山　添　俊　作	重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。
取締役 (監査等委員)	細　川　明　子	重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小　橋　鴻　三	当事業年度に開催された取締役会（全25回）に全回出席いたしました。その際、企業経営経験者として豊富な知見に基づき、また一般株主の視点から提言や意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	山　添　俊　作	当事業年度に開催された取締役会（全25回）に全回出席いたしました。また、監査等委員会（全14回）に全回出席いたしました。その際、企業経営経験者として豊富な知見に基づき、また一般株主の視点から提言や意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	細　川　明　子	当事業年度に開催された取締役会（全25回）に全回出席いたしました。また、監査等委員会（全14回）に全回出席いたしました。その際、公認会計士としての専門的見地に基づき、主に適法性の観点から意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第31条に設けておりますが、いずれの社外取締役とも責任限定契約を締結しておりません。

4 会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．報酬等の額

区　分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	53百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

（注）1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等の額について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務遂行状況や報酬額見積りの算定根拠等を検討した結果、会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．重要な子会社の計算関係書類監査を行う者に関する事項

当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会の決定により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、妥当性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、独自の評価基準に照らして毎期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第40条に設けておりますが、EY新日本有限責任監査法人と責任限定契約は締結しておりません。

5 会社の体制及び方針並びに運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するための「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、取締役会において以下のとおり決議しております。

① 取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」との経営理念のもと、「ミズノ倫理規範」を定めて、当社グループの取締役、執行役員及び社員に対して、遵法精神の徹底と社会的責任への自覚を促しております。これにより、当社グループの取締役、執行役員及び社員は、法令、定款及び一般的な社会規範・慣習に従って、健全で公正な企業活動に取り組むこととといたします。さらに、当社のサステナビリティ推進委員会が当社グループによる社会的責任の遂行について、統括して課題や取り組みを発信いたします。

また、内部通報制度である「ミズノフェアプレーホットライン」においては、コンプライアンス違反行為を社外の弁護士にも直接通報できる体制を取っております。通報内容は秘匿され、通報者が不利益となる扱いを受けることはありません。さらに、当社監査等委員会は、当該制度が有効に機能しているかを適宜検証することとしております。

② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報や文書等の保存を行うこととしております。取締役会議事録などの重要文書は法定の保存期限に従い厳重に保管されつつも、経営判断の経過及び結果についての検証を行えるよう、取締役及び執行役員並びに会計監査人等が必要に応じ閲覧できる状態に置かれております。また、経営情報の管理については、「ミズノ情報セキュリティ規程基本方針書」に基づいて保存・管理しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントの責任体制を明確にするため、代表取締役社長が委員長を務める「リスクマネジメント委員会」を設置しております。リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント規程」に基づき、事業活動にともなうリスクの洗い出し、評価、対策実施、情報開示に関して、当社グループのリスクマネジメントを総括する役割を担っております。

当社の各部署及び子会社は、研修の実施やマニュアルの作成などを行って、各分野において予見可能な各種リスクに対応できる仕組みを確保いたしております。また、自然災害、社外からの妨害行為、不正などの予見や発生時の対応方法を「危機管理マニュアル」に定め備えております。

④　取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、月例の取締役会（月２回）及び執行役員会（月２回）を開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務執行状況の報告及び監督を行っております。また、毎月１回開催される「経営会議」には、取締役及び執行役員の全員に加え、選抜された幹部社員が出席し、各業務分野における経過や結果の報告を行い、取締役会による迅速な意思決定をサポートしております。

また、当社グループの経営活動においては、長期経営方針や年度方針のもと、当社のすべての部署や子会社が、それらを具体化した事業計画を策定し、進捗管理を行っております。即ち、設定された目標に対し、対策の実行による課題の解消によって、全社的な方針管理の一貫性が確保される仕組みになっております。これら事業計画の進捗状況は、取締役会や執行役員会において適宜報告されることになっております。

なお、取締役（監査等委員を除く）の任期にあわせ、執行役員の任期を１年とし、使命と責任を明確にしております。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の経営理念及び当社が定める長期経営方針、年度方針及び「ミズノ倫理規範」並びに内部統制諸制度の適用は、子会社を含む当社グループ全社に共通するものであります。それによって、子会社は当社と共通の方針管理のもとで事業活動を遂行するとともに、リスクマネジメントシステムの運用においても軌を一にしています。

子会社の経営執行については、子会社業務執行者の自主性や専門性を尊重しつつも、質的・金額的に重要性の高い案件の決裁は、基準によって当社の取締役会、業務執行取締役、または執行役員が行う規定となっているため、子会社においても業務の適正性が損なわれることはないと考えております。

また、連結業績に係る財務報告の信頼性を確保するために、経理財務を管掌する業務執行

取締役が委員長を務める「内部統制報告制度対応委員会」が、「内部統制規程」のもと、当社グループの全組織にわたって、内部統制システムの整備、運用及び評価を行うこととしております。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき組織とその独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

当社においては、内部統制を推進・強化する担当部門である内部監査室、法務室、グローバル人事総務部、経理財務部、グローバルＩＴデジタル推進室などが、事業部門や営業拠点から独立した立場を保ち、事業活動の過程で生じた事象や結果について、適法性や公正性の観点から精査しております。内部監査員は、法令で示された指針等に則り、中立的・独立的立場から業務監査の実効性を確保しております。

⑦　当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員から監査等委員会への報告体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員は、監査等委員会に対し、業務の執行状況の報告に加え、コンプライアンス違反をはじめ当社グループに重大な影響を及ぼす事象の発生や決定事項を直ちに報告することとしております。

また、監査等委員会に報告したことを理由として、不利な取扱いが行われることはありません。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会や執行役員会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議やサステナビリティ推進委員会などの主要な会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または社員にその説明を求めることができる体制となっております。

また、監査等委員は、監査等委員会の職務の執行に必要な場合は、相談や調査のため会計監査人や弁護士などの社外専門家に依頼することができ、その費用は会社が負担するものといたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

監査等委員は、取締役会や執行役員会に加え、当社や当社子会社の主要な会議に出席することなどを通じ、取締役（監査等委員を除く）や執行役員の職務の執行に対する監査を行いました。その結果、当事業年度においては適法性や公正性を欠くような事象はありませんでした。

サステナビリティ推進委員会は、当事業年度において２回開催され、当社グループの社会的責任の遂行に向けた課題を特定するとともに、各課題解決のための方策立案から実施までの管理を行いました。

内部通報制度である「ミズノフェアプレーホットライン」への通報に基づき、事実確認と調査を行いましたが、当事業年度において重大なコンプライアンス違反となるような事象は認められませんでした。また、監査等委員会は、当該制度が有効に機能しているかを検証し、有効であると判断いたしました。

② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

取締役会議事録、監査等委員会議事録をはじめとする各種の経営資料や決裁の履歴等は、取締役及び会計監査人等が適時閲覧できる状態にありながらも、法令及び社内規程に基づき、厳重な情報セキュリティ管理のもとで保存していることを確認いたしました。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

当社及び当社グループからリスクマネジメントに関する報告が毎月行われ、その内容は当社の取締役会に報告されております。リスクマネジメント委員会は、当事業年度において１２回開催され、当社グループに内在するリスクや予見されるリスクの影響度評価を行い、重要なリスクへの対策を実施いたしました。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

定例の取締役会、執行役員会及び経営会議においては、年度方針や年度目標の達成に向けて、一貫性を確保した議論や判断を行うことで、取締役や執行役員は迅速かつ効率的な執行を行いました。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの整備・運用の状況を評価するため、内部統制を推進する担当部門（内部監査室、法務室、グローバル人事総務部、経理財務部、グローバルＩＴデジタル推進室など）が、法令や社内規程に基づき所定の対応を行いました。その結果、内部統制報告制度対応委員会は、当社や子会社の内部統制が有効に機能していることを確認し、その旨を取締役会に報告いたしました。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき組織とその独立性及び指示の実効性の確保に関する事項の運用状況

内部統制を推進する担当部門は、事業部門や営業拠点から独立した立場を保ち、日常的な取引の妥当性や社内手続きの適正性をチェックするため、各種決裁書類等の確認や営業拠点の訪問実査を行いました。その結果は、毎月の監査等委員会に月次レポートとして提出されるとともに、重要と思われる事象については、担当部門長が監査等委員会に出席して報告いたしました。

⑦　当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員から監査等委員会への報告体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況

監査等委員会は、当社の取締役会や執行役員会において、当社や子会社の経営の執行状況の報告を受けるとともに、事業責任者や実務担当者から取引の経過等について説明を受けました。その結果、当事業年度において、コンプライアンス違反をはじめ当社グループに重大な影響を及ぼすに至る事象の報告はありませんでした。また、報告により不利な取扱いを行った事実はありませんでした。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

監査等委員は、取締役会や執行役員会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議や各種委員会など主要な会議への出席に加え、重要な決裁書類・議事録等を閲覧するとともに、主要な拠点への往査を実施いたしました。監査等委員会と会計監査人及び内部監査部門は、定期的に会合を持ち、十分な連携を行いました。

また、監査等委員会と代表取締役とは、定期的に会合を持ち、監査等委員会の監査の状況及び結果を共有し、積極的な意見交換が行われました。

なお、監査等委員会としての意見形成を図るため、監査等委員は専門図書の購読やセミナー・研修会への参加を通じ、必要な専門知識の習得や法令情報の収集に努めました。それらの費用は会社が負担いたしました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号イ）、この基本方針を実現するための特別の取組み（同条第３号ロ）について決議しております。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社である当社における「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」としての在り方は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、その判断は最終的には当社の株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えます。

一方で、スポーツ品の製造・販売やスポーツ施設の運営などの事業をグローバルで展開する当社グループを統括する当社の経営にあたっては、専門的ノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先やスポーツ産業特有の選手・チーム・団体や連盟等のステークホルダーとの間に築かれた関係への理解が不可欠であり、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」にこれらに関する十分な理解がなくては、株主価値を毀損する可能性があると考えます。

一段と激化する競争の中で、当社グループはスポーツ市場で「特徴あるブランド」として存在し続けていかなければなりません。

当社のブランド価値の核となるものは、「テクノロジー」「クラフトマンシップ」「品質」といった商品への信頼感です。その信頼感の醸成のために、商品開発は当社のブランド価値向上の最も重要な要素です。スポーツ品の研究開発においては、素材の基礎研究から製品化に至るまで多くの開発プロセスを経ており、長期の年月をかけ、その技術やノウハウの蓄積や技術者の育成を行ってまいりました。

また、海外と国内の事業を連動させ、競争優位のビジネスモデルの構築を目指すため、海外生産拠点の最適化を図り、継続的な製品コストの低減を行うとともに、コアとなる生産技術水準を維持・継承することにも努めております。

加えて、当社グループは顧客との情緒的な繋がりを強める企業文化や社風（当社の個性）を生み出す努力を継続してまいりました。従業員教育に努め、フェアプレー、フレンドシップ、ファイティングスピリットを大切にし、アンフェアな行為を許さない企業風土を有しております。また、長年にわたり地域スポーツ団体へのサポートや、指導者育成をはじめとしたスポーツ振興活動を行うなど社会貢献にも積極的に努めております。これらの企業文化や社風は、取引先、消費者、各種競技団体において、当社グループと＜ミズノ＞ブランドに対する信頼感を高めてまいりました。

以上のように、信頼という無形の付加価値がグループの社員と企業文化によって築かれ、ブランド資産となり企業価値の向上に大きな役割を果たしております。

当社では、110年以上にわたり築いてまいりましたこれらの有形無形の財産が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる大規模買付行為を行う者のもとにおいても保全され、中長期的にその価値を向上させられるものでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は大きく毀損されることになると判断します。従いまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、そのような大規模買付行為は不適切であると考えます。

② 基本方針を実現するための当社の取組み

当社は、「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」という経営理念のもと、下記の長期経営方針に沿って企業価値向上の具現化を図っております。

・未来へ続くブランドの共創
・世界企業ミズノの実現
・誇りある企業文化の育成

創業以来、商品の品質・機能の充実を通してユーザー満足度を高める努力を行ってまいりましたが、スポーツの力で持続可能な社会を実現することを原動力として、全社員の手で、すべての顧客やステークホルダーと共にミズノブランドを創り上げてまいります。そのためには、グループ全体での企業価値の最大化を目的に国境を越えた連携でグローバル企業を目指し、さらに公正な企業活動のもと、挑戦的で活力のある企業文化を醸成してまいります。また、中長期的に以下のような重点目標を設定し、目標達成に向け経営資源を有効活用して企業価値を向上させていくことといたしております。

＜海外市場でのシェア向上＞

海外市場におけるマーケティング活動のさらなる強化推進により、すでに評価の高い技術や機能性を強く訴求することが重要と考えています。高いレベルのパフォーマンスを追求するエンドユーザーが対象顧客である「専門店チャネル」を中心に、欧州・米州・アジア・オセアニアをはじめとする海外市場でのブランド認知度の拡大とシェアアップを図ってまいります。

＜商品開発力の強化＞

ブランド差別化の源泉として、研究開発への人材と資金の投資を積極的に行ってまいります。すぐれた技術力により裏打ちされたスポーツシューズや、新素材の開発・採用に加え多様な機能性を発揮できる縫製技術を駆使するスポーツアパレルの領域は、グローバルでの市場規模が極めて大きく、これからの拡販余地が一層見込まれると考えております。従って、これらのプロダクト領域の開発に経営資源の配分ウエイトを高めてまいります。

＜健康関連事業への取組み強化＞

日本国内は、少子高齢化が加速するにともないシニア層の人口構成比が増大し、人々の健康への意識が高まり、そのための活動の機会が増えると想定されます。日常的なスポーツやトレーニングへの志向に対する需要をしっかり受けとめ、競技スポーツで培った技術やノウハウをベースに、そのような需要に応える商品とサービスを提供してまいります。

(4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、コンプライアンスを遵守し行動することを社会的責任と位置づけ、反社会的勢力に対して一切の利益供与を行わず、また、反社会的勢力からの不当な要求には決して応じないことを方針としております。この基本的な考え方は、「ミズノ倫理規範」に定め、グループの全社員に対し教育を通じて周知徹底を図っております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の動向が事前に察知され、あるいは、現に何らかの行動が当社グループに対して起こされた場合は、「危機管理マニュアル」に基づき、組織的に対処できるよう備えております。 具体的には、当社人事総務部が主管部門となり、関係各部門・子会社による横断的な対応ユニットを立ち上げます。そのような体制を整備することによって、情報収集、外部専門家との連絡、対策検討、当社取締役会への報告、意思決定、公安当局との連携及び情報開示が機動的になるものと考えます。

〜〜〜

連結貸借対照表（2023年３月31日現在）

（単位　百万円）

科　目	金　額
（資　産　の　部）	
流動資産	**132,730**
現金及び預金	23,845
受取手形	4,667
売掛金	43,359
商品及び製品	48,095
仕掛品	542
原材料及び貯蔵品	6,751
その他	5,994
貸倒引当金	△526
固定資産	**64,792**
有形固定資産	**38,634**
建物及び構築物	18,444
機械装置及び運搬具	854
土地	14,816
建設仮勘定	1,829
その他	2,689
無形固定資産	**6,925**
のれん	1,035
その他	5,890
投資その他の資産	**19,233**
投資有価証券	7,219
長期貸付金	333
繰延税金資産	1,855
退職給付に係る資産	8,087
その他	2,352
貸倒引当金	△615
資産合計	**197,523**

科　目	金　額
（負　債　の　部）	
流動負債	**53,246**
支払手形及び買掛金	22,561
短期借入金	9,106
１年内返済予定の長期借入金	2,328
未払金及び未払費用	12,927
未払法人税等	1,457
役員賞与引当金	141
その他	4,723
固定負債	**20,001**
長期借入金	12,402
繰延税金負債	1,473
再評価に係る繰延税金負債	1,807
退職給付に係る負債	223
長期預り保証金	2,362
資産除去債務	268
その他	1,463
負債合計	**73,247**
（純 資 産 の 部）	
株主資本	**115,681**
資本金	26,137
資本剰余金	31,833
利益剰余金	59,582
自己株式	△1,871
その他の包括利益累計額	**8,055**
その他有価証券評価差額金	2,336
繰延ヘッジ損益	△282
土地再評価差額金	△1,081
為替換算調整勘定	5,594
退職給付に係る調整累計額	1,488
非支配株主持分	**539**
純資産合計	**124,275**
負債純資産合計	**197,523**

連結損益計算書（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位　百万円）

科　目	金　額	
売上高		**212,044**
売上原価		131,024
売上総利益		**81,020**
販売費及び一般管理費		68,075
営業利益		**12,945**
営業外収益		
受取利息	106	
受取配当金	173	
受取手数料	24	
受取保険金	2	
為替差益	648	
受取補償金	54	
その他	358	1,368
営業外費用		
支払利息	156	
シンジケートローン手数料	28	
支払手数料	32	
その他	56	273
経常利益		**14,039**
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	58	66
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	58	
減損損失	4	
投資有価証券売却損	0	
事業構造改善費用	458	521
税金等調整前当期純利益		**13,584**
法人税、住民税及び事業税	3,248	
法人税等調整額	317	3,565
当期純利益		**10,019**
非支配株主に帰属する当期純利益		108
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,910**

（注）計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	26,137	31,828	51,332	△1,887	107,412
当期変動額					
剰余金の配当			△1,661		△1,661
親会社株主に帰属する当期純利益			9,910		9,910
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		4		20	25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	4	8,249	15	8,269
当期末残高	26,137	31,833	59,582	△1,871	115,681

（単位　百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,933	470	△1,081	2,253	992	4,568	482	112,463
当期変動額								
剰余金の配当								△1,661
親会社株主に帰属する当期純利益								9,910
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	402	△753	－	3,340	495	3,486	56	3,543
当期変動額合計	402	△753	－	3,340	495	3,486	56	11,812
当期末残高	2,336	△282	△1,081	5,594	1,488	8,055	539	124,275

（注）連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……20社

主要な連結子会社の名称……ミズノテクニクス株式会社
セノー株式会社
MIZUNO USA, INC.
SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.

主要な非連結子会社の名称等……THAI MIZUNO CO.,LTD

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等……非連結子会社　THAI MIZUNO CO.,LTD
関連会社　THAI SPORTS GARMENT CO.,LTD.

（2）持分法を適用しない理由……持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社13社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等…… 時価法
以外のもの （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

② デリバティブ……時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品 ……主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

大阪本社ビル建物及び構築物、海外支店…… 定額法
1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物 …… 定額法
上記以外の当社及び国内連結子会社の有形固定資産…… 定率法
海外連結子会社…… 定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（主として５年）に基づく定額法、のれんについては、10年間または20年間にわたる定額法による償却

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

取締役の賞与の支給にあてるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 簡便法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は当該在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

スポーツ品等販売事業においては、主にスポーツ品等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客と合意した地点に商品及び製品が到着した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

② スポーツ施設運営事業

スポーツ施設運営事業においては、主に長期のスポーツ施設の運営及び運営受託や、スポーツ施設の工事契約を行っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、業務提供期間にわたり定額で、または履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、期間のごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1．時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

2．米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（ASC）第842号「リース」の適用

米国会計基準を適用している在外連結子会社において、ASC 第842号「リース」を、当連結会計年度の期首より適用しています。これにより、借手のリース取引については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。本会計基準の適用にあたっては、その経過的な取扱いに従って、本会計基準の適用開始日である当連結会計年度の期首において、累積的影響額を認識する方法を採用しております。この結果、当連結会計年度末の有形固定資産の「その他（純額)」が409百万円、流動負債の「その他」が273百万円、固定負債の「その他」が133百万円、それぞれ増加しています。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

（会計上の見積りに関する注記）

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,855百万円
（繰延税金負債との相殺前	4,384百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断し金額を算出しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得は事業計画を基礎として見積っておりますが、その主要な仮定は市場や事業の成長率であります。なお、新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響は回復しつつあり、2024年3月期以降にさらに正常化が進むとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画の下方修正や計画未達等により、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、繰延税金資産の取り崩しが発生し、損益に悪影響を与える可能性があります。

2．関係会社の無形資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

顧客関連資産	1,694百万円
商標関連資産	528百万円
技術関連資産	510百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、企業買収時に当該対象会社が既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値を、無形資産として認識しております。また、当該無形資産の回収可能価額が、帳簿価額を下回る兆候がある場合には、減損テストを実施しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該対象会社の事業計画を基礎として見積もっておりますが、その主要な仮定は市場成長率とシェア、経済環境等であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画の下方修正や計画未達等により、無形資産の回収可能価額に影響を与える要因が発生した場合は、減損損失が発生し、損益に悪影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額　39,032百万円

2．担保資産

担保提供資産

投資有価証券	9百万円
計	9百万円

上記担保資産に対応する債務はありません。

3．保証債務

商業信用状に関わる保証	407百万円

4．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、2002年３月31日に事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法は土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める路線価及び路線価のない土地は第３号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は1,471百万円であります。

(連結損益計算書に関する注記)

事業構造改善費用

韓国子会社における事業再編に伴う費用であり、棚卸資産の評価減として397百万円、特別退職金として36百万円、固定資産の減損損失として24百万円を計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数　　普通株式　26,578,243株

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	894	35	2022年3月31日	2022年6月23日
2022年11月8日 取締役会	普通株式	766	30	2022年9月30日	2022年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,022	40	2023年3月31日	2023年6月22日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画や運転資金需要に基づいて、必要な資金を主に金融機関からの借入により調達しております。一時的な余剰資金は、預金など安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないこととしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、信用リスクに加え、カントリーリスクや為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券や上場株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金の一部には、商品・原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債権をネットした持高について先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権など顧客に対する与信限度の管理について、各種規程に従ってモニタリングを行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収不能の防止を図っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは限定的であると考えております。また、デリバティブ取引については、格付の高い金融機関とのみ取引を行っており、信用リスクはほとんどないと考えております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別・月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、適宜市場価格の推移や発行体の業績動向や財務状況を把握して、市場価格の下落による損失発生を未然に防止するよう注意を払っております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた規程に従い、ヘッジの有効性の事後検証を行っており、取引実績に関する報告を定期的に取締役会に対し行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額863百万円）は次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が連結貸借対照表計上額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 ※	時価 ※	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	300	262	△37
その他有価証券	5,858	5,858	－
資産計	6,158	6,121	△37
(2) 長期借入金	(14,730)	(14,347)	382
負債計	(14,730)	(14,347)	382
(3) デリバティブ取引	(395)	(395)	－

※負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。
※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
※連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は197百万円であります。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	5,858	—	—	5,858
資産計	5,858	—	—	5,858
デリバティブ取引	—	(395)	—	(395)
負債計	—	(395)	—	(395)

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	262	—	262
資産計	—	262	—	262
長期借入金	—	(14,347)	—	(14,347)
負債計	—	(14,347)	—	(14,347)

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有しているその他の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				
	日本	欧州	米州	アジア・オセアニア	計
スポーツ品等販売事業	109,160	25,139	31,067	24,329	189,697
スポーツ施設運営事業	22,115	－	－	－	22,115
顧客との契約から生じる収益	131,276	25,139	31,067	24,329	211,813
その他の収益	231	－	－	－	231
外部顧客に対する売上高	131,507	25,139	31,067	24,329	212,044

（注）　「その他」の区分は、不動産収入を含んでおります。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）４．会計方針に関する事項（7）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

（単位:百万円）

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	37,052	48,027
契約負債	787	1,149

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、787百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が361百万円増加した主な理由は、前受金の受取により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1．1株当たり純資産額	4,840円37銭
2．1株当たり当期純利益	387円71銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表（2023年３月31日現在）

（単位　百万円）

科　目	金　額
（資　産　の　部）	
流動資産	**71,823**
現金及び預金	7,330
受取手形	3,047
売掛金	30,071
商品	25,272
短期貸付金	1,940
未収入金	1,959
その他	2,410
貸倒引当金	△208
固定資産	**72,378**
有形固定資産	**29,265**
建物及び構築物	15,622
工具、器具及び備品	620
土地	10,149
その他	2,872
無形固定資産	**2,990**
ソフトウエア	2,395
その他	594
投資その他の資産	**40,122**
投資有価証券	7,046
関係会社株式	23,534
繰延税金資産	1,207
前払年金費用	6,322
その他	3,070
貸倒引当金	△1,059
資産合計	**144,201**

科　目	金　額
（負　債　の　部）	
流動負債	**33,850**
支払手形及び買掛金	13,325
短期借入金	7,555
1年内返済予定の長期借入金	2,328
未払金及び未払費用	8,047
未払法人税等	540
役員賞与引当金	141
その他	1,912
固定負債	**22,611**
長期借入金	18,131
再評価に係る繰延税金負債	1,181
退職給付引当金	25
長期預り保証金	2,190
資産除去債務	93
その他	989
負債合計	**56,462**
（純 資 産 の 部）	
株主資本	**86,763**
資本金	**26,137**
資本剰余金	**31,828**
資本準備金	22,454
その他資本剰余金	9,374
利益剰余金	**30,669**
その他利益剰余金	30,669
別途積立金	10,900
繰越利益剰余金	19,769
自己株式	**△1,871**
評価・換算差額等	**975**
その他有価証券評価差額金	2,336
繰延ヘッジ損益	△279
土地再評価差額金	△1,081
純資産合計	**87,739**
負債純資産合計	**144,201**

損益計算書（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位　百万円）

科　目	金　額	
売上高		**141,494**
売上原価		93,047
売上総利益		**48,446**
販売費及び一般管理費		43,860
営業利益		**4,586**
営業外収益		
受取利息	58	
有価証券利息	5	
受取配当金	1,862	
受取手数料	23	
受取保険金	2	
為替差益	554	
受取補償金	54	
その他	359	2,921
営業外費用		
支払利息	140	
支払手数料	32	
シンジケートローン手数料	28	
その他	9	211
経常利益		**7,296**
特別利益		
投資有価証券売却益	58	58
特別損失		
固定資産除却損	47	
減損損失	4	
投資有価証券売却損	0	52
税引前当期純利益		**7,302**
法人税、住民税及び事業税	1,044	
法人税等調整額	456	1,500
当期純利益		**5,801**

（注）計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	26,137	22,454	9,369	31,823
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			4	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	4	4
当期末残高	26,137	22,454	9,374	31,828

（単位　百万円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,900	15,629	26,529	△1,887	82,603
当期変動額					
剰余金の配当		△1,661	△1,661		△1,661
当期純利益		5,801	5,801		5,801
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分				20	25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	4,140	4,140	15	4,160
当期末残高	10,900	19,769	30,669	△1,871	86,763

（単位　百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,933	464	△1,081	1,317	83,920
当期変動額					
剰余金の配当					△1,661
当期純利益					5,801
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	402	△744	－	△341	△341
当期変動額合計	402	△744	－	△341	3,818
当期末残高	2,336	△279	△1,081	975	87,739

（注）計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

③ その他有価証券

市場価格のない株式等……時価法

以外のもの　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

（2）デリバティブの評価基準及び評価方法……時価法

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品　……先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

大阪本社ビル建物及び構築物、海外支店……定額法

1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 …… 定額法

上記以外の有形固定資産……定率法

（2）無形固定資産（リース資産を除く）　……定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（主として５年）に基づく定額法

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役の賞与の支給にあてるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

6．収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

スポーツ品等販売事業においては、主にスポーツ品等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客と合意した地点に商品及び製品が到着した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

② スポーツ施設運営事業

スポーツ施設運営事業においては、主に長期のスポーツ施設の運営及び運営受託や、スポーツ施設の工事契約を行っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、業務提供期間にわたり定額で、または履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、期間のごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

1．関係会社に対する貸付金の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社に対する貸付金のうち、シャープ産業株式会社に対する貸付金820百万円について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額447百万円を貸倒引当金として計上しています。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

シャープ産業株式会社は、コロナ下の厳しい経営環境で業績が低迷し、当事業年度末において債務超過の解消には至っていないことから、同社に対する貸付金を貸倒懸念債権に区分し、財務内容評価法に基づき同社の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算出しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

財務内容評価法に基づくシャープ産業株式会社に対する債権の貸倒見積高の算定に際しては、同社の債務超過の程度の他、市場動向や過去の経営成績に基づく将来の事業計画等を考慮したうえで、総合的に判断して算出しています。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の予測不能な市場環境の変化等により事業計画の見直しが必要になった場合は、貸倒引当金の繰入または戻入が発生し、損益に重要な影響を与える可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,207百万円
(繰延税金負債との相殺前	2,127百万円)

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断し金額を算出しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得は事業計画を基礎として見積っておりますが、その主要な仮定は市場や事業の成長率であります。なお、新型コロナウイルス感染症による当社事業への影響は、回復しつつあり、2024年3月期以降にさらに正常化が進むとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画の下方修正や計画未達等により、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、繰延税金資産の取り崩しが発生し、損益に悪影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　26,301百万円

2．担保資産

担保提供資産

関係会社株式	9百万円
計	9百万円

上記担保資産に対応する債務はありません。

3．保証債務

(1) 関係会社の銀行借入に関わる保証	5,227百万円
(2) 商業信用状に関わる保証	407百万円
(3) 関係会社の仕入債務に関わる保証	1,233百万円
(4) 海外子会社の為替予約に関わる保証	1,824百万円
保証合計	8,692百万円

4．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	6,299百万円
長期金銭債権	1,060百万円
短期金銭債務	3,855百万円
長期金銭債務	8,367百万円

5．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、2002年３月31日に事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法は土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める路線価及び路線価のない土地は第３号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った土地の当事業度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は594百万円であります。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	11,343百万円
仕入高	20,710百万円
販売費及び一般管理費	1,947百万円
営業取引以外の取引	21百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式数	1,014,726株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価減	60百万円
未払費用	1,035百万円
貸倒引当金	387百万円
退職給付引当金	410百万円
関係会社株式評価減	684百万円
返金負債	112百万円
繰延ヘッジ損失	119百万円
その他	766百万円
小計	3,577百万円
評価性引当額	△1,450百万円
繰延税金資産合計	2,127百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	862百万円
その他	57百万円
繰延税金負債合計	919百万円
繰延税金資産の純額	1,207百万円

（収益認識に関する注記）

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	ミズノテクニクス株式会社	所有直接100%	当社商品の製造、資金の貸借、債務保証	商品の仕入 資金の返済 利息の支払(注)1 債務保証(注)2	13,401 143 3 1,233	買掛金 長期借入金 —	1,129 5,706 —
子会社	セノー株式会社	所有直接100%	資金の貸借	資金の借入 利息の支払(注)1	300 1	長期借入金	2,000
子会社	MIZUNO USA, INC.	所有直接100%	当社商品の販売、資金の貸借、債務保証	資金の返済(注)3 利息の支払(注)1 債務保証(注)2	1,530 32 2,270	長期借入金	467
子会社	SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.	所有直接100%	当社商品の製造、販売、資金の貸借	資金の回収 利息の受取(注)1	450 5	短期貸付金	1,350
子会社	MIZUNO EUROPE B.V	所有直接100%	債務保証	債務保証(注)2	2,361	—	—

（注）1．金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の授受はありません。
2．関係会社の銀行借入等に対する債務保証を行ったものであります。
3．資金の借入及び返済の取引金額は純額表示しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　3,432円22銭
２．１株当たり当期純利益　226円96銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月18日

美津濃株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西野尚弥

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上田美穂

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、美津濃株式会社の２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美津濃株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月18日

美津濃株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西野尚弥

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上田美穂

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、美津濃株式会社の２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第１１０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、オンライン形式での情報交換等も活用しながら、会社の内部監査推進担当部門と連携して監査を実施し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 取締役会、執行役員会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の取締役会、経営会議等に出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査報告ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月18日

美津濃株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　原　琢平　㊞

監査等委員　山添俊作　㊞

監査等委員　細川明子　㊞

(注) 監査等委員 山添俊作及び細川明子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

Topics



大阪本社敷地内にイノベーションセンター「MIZUNO ENGINE（ミズノエンジン）」を創設しました。同施設は、研究開発の基本となる「はかる」「つくる」「ためす」ための特殊設備を一か所に集めた施設です。一か所に集結させたことで、開発のスピードアップをはかるとともに、1906年の創業以来培ってきたシューズ、アパレル、用具、それぞれの多様な知見や技術を持った研究開発者が、計測設備や試作設備を共用することで交流、新たなアイデアをつくり出します。

ミズノ史上初、カーボンオフセット商品「WAVE NEO COLLECTION」



フルマラソンにも使用可能な機能をそのままに、環境への負荷低減を目指したランニングシューズ「WAVE NEO COLLECTION(ウエーブネオコレクション)」。今期全世界で販売される同製品の商品ライフサイクルにおけるCO_2排出を、米国ジョージア州での約10万本の植林により、ミズノ史上初めてカーボンオフセットした商品となります。

カーボン製白杖「ミズノケーン ST」

軽量性と操作性を追求したカーボン製白杖「ミズノケーン ST(エスティー)」を、初めて商品化しました。「ミズノケーン ST」は、ゴルフクラブのシャフト開発で培ったカーボン設計・加工技術を活用、軽量性と操作性を追求した直杖タイプの白杖です。一般社団法人PLAYERS※1と協力し、当社で開発、ミズノテクニクス株式会社※2で製造しています。

また、同製品は2022年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞を受賞しました。



※1 「一緒になってワクワクし世の中の問題に立ち向かう」をスローガンとするプロトタイピングチーム
https://www.players.or.jp

※2 スポーツ用具・カーボン製品の製造をする当社グループ会社
https://www.mizuno-technics.co.jp/

ダイアモンドスポーツ事業 Diamond-sports Division

高い技術力で、プレーヤーの視点に立った商品開発・サポートを実現していきます。



「侍ジャパン」本格的始動

2022年より再び侍ジャパンとオフィシャルサプライヤー契約を締結後、各カテゴリーの活動が本格的にスタートしました。

ミズノはユニフォーム、キャップ、アウター、バッグ、シューズなどのアイテムで各カテゴリーの侍たちを応援しています。

2022年度は、2023 WORLD BASEBALL CLASSIC™でTOPチームが優勝するなど、侍ジャパンが大活躍した1年となりました。

今後も引き続き侍ジャパンのオフィシャルサプライヤーとしてサポートしていきます。

MIZUNO BASEBALL DREAM CUP（ミズノ主催少年・少女野球大会）

1. 元気いっぱいプレーしよう!
2. 気軽に参加しよう! 体操服・運動靴でもOK
3. みんなが主役! 1人でも多くの選手が試合に出よう
4. みんなでこの大会を盛り上げよう
5. 失敗した時こそ、励ましあおう



の5つの大会理念のもと『ミスを怒らず、みんなで助け合う大会』を開催しました。

2021年はコロナ禍で中止となりましたが、2022年に初めて実施することができました。

全国から804チームが参加し、12月のファイナルラウンドは阪神甲子園球場で開催しました。2023年も本大会は継続して実施していきます。

コンペティションスポーツ事業 Competition Sports Division

トップアスリートのサポートを通じて「競技」ブランドの地位を高めます。

イタリア セリエA「S.S. Lazio」、ドイツ ブンデスリーガ「VfL Bochum 1848」がミズノブランドを着用



・SSラツィオについて

SSラツィオは、1900年に設立された長く豊かな歴史を持つイタリアのクラブです。ローマで最初のサッカーチームで、イタリアセリエAでの2回の優勝など、多くの輝かしい成績を収めています。



・VfLボーフム1848について

VfLボーフム1848は、1848年に設立されたドイツのサッカークラブです。世界で最も古いクラブの1つとされ、2022-23シーズンでは、ドイツ ブンデスリーガ1部に所属しています。

ブランドアンバサダーらが着用するシリーズ最軽量「MIZUNO α」

ミズノサッカーシューズの神髄である軽量・柔軟・素足感覚を継承し、ミズノフットボール史上最もスピードを追求したサッカーシューズ「MIZUNO α(ミズノ アルファ)」シリーズを発売しました。ブランドアンバサダー吉田麻也選手(シャルケ04)らが着用しています。



ライフ&ヘルス事業 Life & Health Division

スポーツシーンで培ったノウハウを生かしたモノ作りで、健康で快適な生活をサポートしていきます。

オンラインとオフラインが融合したコンセプトショップ「ミズノプラス福岡三越」オープン

福岡三越(福岡市中央区)7階に、付加価値(体験、体感、カスタム)をテーマにしたアクティブライフスタイルショップ「ミズノプラス福岡三越」をオープンしました。

ミズノ公式オンライン限定販売商品の展示やライフスタイル商品を中心に、旬なアイテムを展開。店頭に設置するタッチパネル式デジタルサイネージから、オンラインでも購入できるコンセプトショップです。天神エリアは九州でも有数の繁華街で、「天神ビッグバン」と呼ばれる大規模再開発プロジェクトも進行中で、世界中の人々が集まる観光地になることが期待されています。





ニオイが気にならないと約97%の人が回答!「着るドラント クイックドライ アンダーウエア」発売

汗の不快なニオイを消臭する「着るドラント クイックドライ アンダーウエア」を発売。ポリウレタン糸の中にあるイオン分子がニオイ成分を吸着・結合し消臭します。糸自体に消臭機能があるため、繰り返し洗濯しても消臭力が持続※1。モニター調査※2の結果、約97%のモニターが汗のニオイが気にならないと回答しました。



※1 ミズノ調べ
※2 ミズノ調べ(2021年7月1日～7月31日、インターネット調査、N=124)

ワークビジネス事業 Work Business Division

「一人ひとりを、今日も主役に。」をコンセプトに働く人の課題を解決する商品を提案していきます。

ワークシューズ「MIZUNO ENERZY 搭載モデル」発売

スポーツシューズやウォーキングシューズのノウハウを活用し、「履き心地」「耐久性」「安全性」を備えたワークシューズ。

新たに「MIZUNO ENERZY 搭載モデル」を追加ラインナップしました。最前線で働く人たちに、求められる機能を提供し、足元を支えていきます。今後、さらに幅広い業種へのラインナップ拡大を図っていきます。





サステナビリティに配慮した「ケミカルリサイクル素材モデル」発売



ケミカルリサイクル素材とは廃棄繊維や不要な衣料品に科学的処理を行う加工技術により不純物を取り除いたリサイクルポリエステルです。この素材を使用したワークアパレルを追加ラインナップしました。

今後も環境に配慮したラインナップを拡大させ、サステナブルな取り組みを強化していきます。

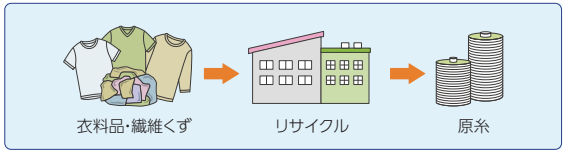

エコマーク認定商品
ミズノ株式会社

ゴルフ事業 Golf Division

フィッティングとクラフトマンシップによってゴルフ愛好家の皆様に支持されています。

JPX 923 シリーズデビュー

2022年9月、グローバルモデル「JPX 923シリーズ」がデビューしました。

やさしさと打感の向上を追求したグローバル戦略モデルとして、幅広いお客様の要望に応えるため5機種のアイアンをラインナップ。

「JPX」シリーズは、2020年9月にグローバルモデルとして発売後、ミズノブランドアンバサダーをはじめ多くの男女プロゴルファーにご愛用いただいており、2020年から2022年にかけての国内ツアーでは13勝※を達成しました。

※ 2022年8月21日時点





「～全英への道～ミズノオープン」を開催

2022年5月26日～5月29日に岡山県のJFE瀬戸内海ゴルフ倶楽部で国内男子ツアー「～全英への道～ミズノオープン」を開催しました。

今大会はガイドラインに則った感染拡大防止対策を講じ、有観客での開催となりました。今大会からの新しい取り組みとして、より多くの方にご視聴いただけるよう開催期間の4日間、ネット配信を実施しました。

スポーツ施設サービス事業

Sports Facilities & Service Division

さまざまなニーズに応えるスポーツサービスを通じて「場」の提供に貢献します。

「ベルーナドーム」に新商品「MS CRAFT BASEBALL TURF-V」が採用

野球専用人工芝「MS CRAFT BASEBALL TURF」シリーズの新製品「MS CRAFT BASEBALL TURF-V」が、埼玉西武ライオンズの本拠地「ベルーナドーム」に採用され、2023年シーズンから使用されています。

パイル(芝葉)を天然の芝葉に近い形状に特殊捲縮加工し、パイルのちぎれの減少と充填材のゴムチップ等の飛散・流出を抑制し、マイクロプラスチック流出問題に貢献しています。パイルの厚さを従来品よりも厚くすることで、耐久性、長期安定性、衝撃吸収性、景観性が向上し、さらなる環境負荷の軽減や、プレーパフォーマンスの向上が期待できます。

なお同シリーズのプロ野球1軍球場への提供は5球団となり、今後も更なる拡販を目指していきます。



スポーツ施設運営・サービスの開発及び提供

当社は全国で183物件1,157施設のスポーツ施設を運営(2023年4月1日現在)しており、地域の施設の活用や健康の増進などに寄与しています。(指定管理事業135件、指定管理+パークPFI事業3件、PFI事業15件、運営受託事業13件、直営事業17件)。

2025年に開催予定の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の競技会場「プロシードアリーナHIKONE(正式名称:彦根市スポーツ・文化交流センター)」においては、共同企業体の代表企業として施設の運営管理と運動プログラムの提供を行っています。

今後もスポーツが身近にあるライフスタイルをサポートし、スポーツ施設などの“場”と運動プログラムなどの“コト”を提供し、スポーツを“する”機会を創出していきます。

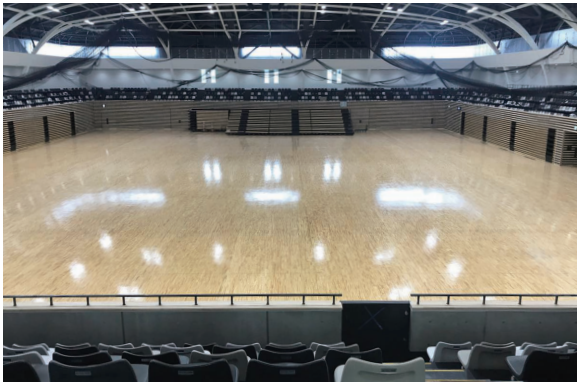

アンケートのご案内

当社では今後の参考とさせていただくため、インターネットによる議決権行使をしていただきました株主の皆様を対象としたアンケートを実施しております。ご回答いただきました株主様の中から**抽選で100名様**に**「当社オンラインショップお買い物ポイント10,000円分」**、もしくは**「VISAギフトカード3,000円分」**をプレゼントいたします(アンケートでご選択いただきます)。



当社オンラインショップ お買い物ポイント **10,000円分**



VISAギフトカード **3,000円分**

※アンケートのご回答期限は、2023年6月20日(火)午後6時までとさせていただきます。
※当選された株主様へは、2023年7月中旬にポイント付与、またはギフトカード発送予定です。
※当選者の発表はポイントの付与、またはギフトカードの発送をもってかえさせていただきます。
※本通知をご覧いただく前に書面で議決権を行使された株主様におかれましても、インターネットによる議決権を行使して、アンケートにご協力いただけましたらプレゼントの対象とさせていただきます。

アンケートはインターネットによる議決権行使の画面からご回答いただけます。
インターネットによる議決権行使の手順等につきましては、4ページをご覧ください。

株　主　メ　モ

事　業　年　度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月
定時株主総会の基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	期末配当３月31日、中間配当９月30日
単元株式数	100株
公　告　方　法	電子公告により行う https://corp.mizuno.com/jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目５番33号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人郵便物送付先	〒168-0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 電話　0120-782-031（通話料無料） （受付時間　午前９時～午後５時　土日休日を除く） ホームページ https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

※ 各種お手続きについて
お取引の口座のある証券会社にお問い合わせください。
証券会社にお取引の口座がない株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図



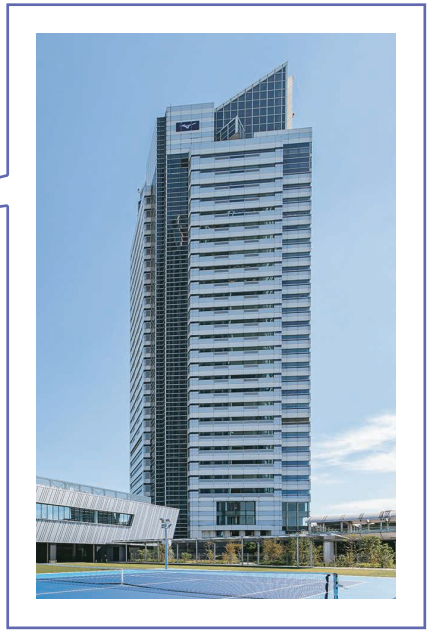

ミズノ株式会社 大阪本社　〒559-8510　大阪市住之江区南港北1-12-35

大阪メトロ中央線 大阪メトロ南港ポートタウン線
「コスモスクエア」下車、徒歩約**10**分

大阪メトロ南港ポートタウン線
「トレードセンター前」下車、徒歩約**10**分

大阪メトロ南港ポートタウン線
「中ふ頭」下車、徒歩約**8**分

お願い
駐車場のご用意はございませんので、
公共交通機関をご利用くださるようお願い申し上げます。

UD FONT

VEGETABLE OIL INK
環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。